

所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

第一表 (平成二十八年分以降用)

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

Personal information section including address, name (ジョブ 一郎), gender (男), birth date (3/24/02), and phone numbers.

Classification section for income types (e.g., 青色, 分限, 国出, 損失, 修正) and special provisions (特農, 特農, 整理番号).

Income amount table (収入金額等) with columns for category (e.g., 事業等, 農業, 不動産) and amount.

Tax calculation table (税金の計算) with columns for tax type (e.g., 課税される所得金額, 上の⑳に対する税額) and amount.

Income amount table (所得金額) including business income (事業), real estate (不動産), and other income (雑).

Other table (その他) with columns for various deductions and amounts (e.g., 配偶者の合計所得金額, 専従者給与).

Income amount table (所得から差し引かれる金額) listing various deductions (e.g., 雑損控除, 医療費控除, 社会保険料控除).

Other table (その他) including tax payment details (延納の出, 還付される税金) and administrative information (郵便局名, 預金種類).

Signature and stamp section (税理士 署名押印) and checkboxes for tax law provisions (e.g., 税理士法第30条).

Administrative section (整理欄) with columns for district (区分), date (年月日), and name (名簿).

納管, 事業, 住民, 資産, 総合, 分離, 検算, 通日付印, 年月日, 連号

平成 28 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

整理番号

FA0076

住所  
 住 所  
 屋 号  
 フリガナ 名 ジョブ サチ  
 氏 名 ジョブ 一郎

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など
⑪ 医療費控除	支払医療費	円	保険金などで補填される金額
⑫ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	⑬ 掛金の種類
	源泉徴収票の通り	366,730	掛金
	合計	366,730	合計
⑭ 新生命保険料の計	円	旧生命保険料の計	円
⑮ 生料控除	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計
⑯ 地震保険料の計	円	旧長期損害保険料の計	円
⑰ 寄附金の控除	寄附先の所在地・名称		寄附金
⑱ 本人控除	寡婦(寡夫)控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還		勤労学生控除 (学校名)
⑲ 氏名			

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	円	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	円
	株式等の譲渡所得等の明細書参照	10,000,000		76,575	
給与所得		2,500,000		36,400	
④④ 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計				112,975	円

○ 雑所得 (公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	円	必要経費等	円	差引金額	円

○ 特例適用条文等

○ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額	円
			明・大 昭・平			
			明・大 昭・平			

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	扶養親族の氏名	個人番号	続柄	生年月日	別居の場合の住所	寄附金税額控除	円
				平		都道府県、市区町村分	
				平		住所地の共同基金、日赤支部分	
				平		条例指定分	
				平		都道府県	
				平		市区町村	
配当に関する住民税の特例	非居住者の特例		円		給与・公的年金等に係る所得以外(平成29年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択	○ 給与から差し引き	
配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額		25,000			○ 自分で納付	

事業税	非課税所得など	番号	所得金額	円	損益通算の特例適用前の不動産所得	円	前年中の開(廃)業	開始・廃止	月日
	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額				事業用資産の譲渡損失など				

別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族・事業専従者の氏名・住所	氏名	住所	所得税で控除対象配偶者などとした専従者	氏名	住所	給与	円	一連番号

第二表は、平成二十八年分以降降用。第二表は、第一表と一緒に提出してください。○源泉徴収票、国民年金保険料、国民健康保険料の支払証明書など申上書に添付しなければならぬ書類は添付書類(紙など)に貼ってください。



# 平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

受付印

住所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ	ジョブ チイチロウ
	氏名	ジョブ 一郎

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等の金額(特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。)の計算上控除(損益通算)するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

## 1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

(赤字の金額は、△を付けずに書きます。[2面]の2も同じです。)

- 「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

### (1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の[1面]の「上場株式等」の①欄の金額)	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額(※) (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の[1面]の「上場株式等」の⑨欄の金額)	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	③	

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引)がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の[1面]の「上場株式等」の⑨欄の括弧書の金額)のみを記載します。

### (2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
	円	円
合計	申告書第三表㉗へ ①	②
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (① - ②) (赤字の場合には0と書いてください。)		③

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

### (3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④) (③欄の金額≤④欄の金額の場合には0と書いてください。) (②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。)	⑤	△を付けて、申告書第三表㉘へ 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額(④-③) (③欄の金額≥④欄の金額の場合には0と書いてください。) (①の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。)	⑥	申告書第三表㉙へ

この付表は、申告書と一緒に提出してください。

## 2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額(※1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (平成25年分)	④(前年分の付表の⑦欄の金額) 円	⑤(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 ⑥(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	(本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。) (注) その年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。
本年の2年前分 (平成26年分)	⑦(前年分の付表の⑧欄の金額)	⑧(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑨(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
本年の前年分 (平成27年分)	⑩(前年分の付表の⑤欄の金額) 300,000	⑪(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 300,000 ⑫(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(④+⑦+⑩)		⑬ 計算明細書の「上場株式等」の⑭へ 300,000	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑥+⑨+⑫)		⑮ 申告書第三表⑯へ	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑧+⑪)		⑰ 申告書第三表⑱へ(※2)	円 0

※1 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の(1面)の「上場株式等」の⑮欄の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。

※2 本年の3年前分に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越して控除することはできません。

## 3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

○ 「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額(※) (⑥-⑮)	⑲	申告書第三表⑳へ 円
---	---	------------

※ ⑲欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の㉑欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

(注) その年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。 (1面の⑤欄及び2面の⑦欄、⑧欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します(翌年に株式等の売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額を

【平成 28 年分】

## 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。

なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所 (前住所) ( )	フリガナ 氏 名	ジョブ チ仔ロウ ジョブ 一郎
電話番号 (連絡先)	職 業	関与税理士名 (電 話) ( )

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

## 1 所得金額の計算

			一般株式等	上場株式等
収 入 金 額	譲渡による収入金額 ①		円	円 10,000,000
	その他の収入 ②			
	小 計(①+②) ③	申告書第三表⑦へ		申告書第三表⑨へ 10,000,000
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費(取得価額) ④			9,500,000
	譲渡のための委託手数料 ⑤			
	⑥			
	小計(④から⑥までの計) ⑦			9,500,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) (△を付けなくて書いてください。)			⑧	
差引金額(③-⑦-⑧) ⑨				500,000
特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。)			⑩	
所得金額(⑨-⑩) (一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。) (上場株式等について赤字の場合は△を付けて書いてください。)			⑪	申告書第三表④へ 黒字の場合は申告書第三表⑤へ 500,000
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3) ⑫				申告書第三表⑦へ 300,000
繰越控除後の所得金額(※4) (⑪-⑫) ⑬			申告書第三表⑬へ	申告書第三表⑬へ 200,000

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引)がある場合の「上場株式等」の①から⑨までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の⑪欄の金額が相対取引による赤字のみの場合は、申告書第三表の⑥欄に0を記載します。

- ※ 1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
- ※ 2 ⑩欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。
- ※ 3 ⑫欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
- ※ 4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑫欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

特例適用条文

措法 条の  
措法 条の

整理欄

(平成28年分以降用)

「上場株式等」の⑪欄の金額が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

## 2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( ) 10,000,000	円 9,500,000	円 500,000	円 76,575
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
合計(上場株式等(特定口座))		1面①へ 10,000,000	1面④へ 9,500,000	500,000	申告書第二表「所得の内訳」欄へ 76,575

## 【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量 株(口、円)	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得費(取得価額)	譲渡のたがいの委託手数料	取得年月日
一般株式等 ・ 上場株式等	..				円	円	円	.. (...)
一般株式等 ・ 上場株式等	..							.. (...)
一般株式等 ・ 上場株式等	..							.. (...)
一般株式等 ・ 上場株式等	..							.. (...)
一般株式等 ・ 上場株式等	..							.. (...)
合計	一般株式等				1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	
	上場株式等(一般口座)				1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	